

自然災害による被災地において住民票を有していない被災者
のための支援情報の提供等に関する見直しについて

1 行政相談の概要

県外の大学に在籍している孫が令和元年台風第19号(以下「台風19号」という。)により被災した。孫が住む市町村のホームページを見たところ、被災者生活再建支援制度に基づく支援を受ける場合には、住民票を添えて申請すると掲載されているが、孫は住民票を親元に置いたままで異動していない。このような場合、同制度に基づく支援を受けられるか知りたい。

(注) 宮城県内在住者からの相談である。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援制度の法的根拠

本制度は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(以下「被災世帯」という。)に被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を支給し、生活の再建を支援するものである。

(2) 対象となる自然災害等

対象となる自然災害等については、以下のとおりである。

ア 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合に対象となる。

※ 被災者生活再建支援制度が適用になるかどうかについては、法で定められている被害の大きさ(10世帯以上の住宅全壊被害(市町村)、100世帯以上の住宅全壊被害(都道府県)等)を踏まえて、都道府県が決定する。

イ 対象となる世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ③ 長期避難世帯

※ 台風19号による災害に関しては、長期避難世帯の該当はない(令和2年2月17日現在)。

- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

(3) 支援金の額

支援金は、被害の程度等に応じて、表1のとおり、最大300万円が支給される。

表1 支援金の額 (単位：万円)

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	支給額	住宅再建方法	支給額		
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
	解体世帯		補修	100	200
	長期避難世帯		賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
	解体世帯		補修	75	150
	長期避難世帯		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

(注) 「自然災害による被災者のための被災者生活再建支援制度」(被災者生活再建支援法人 公益財団法人 都道府県センター)の資料に基づき、当局が作成した。

(4) 必要書類

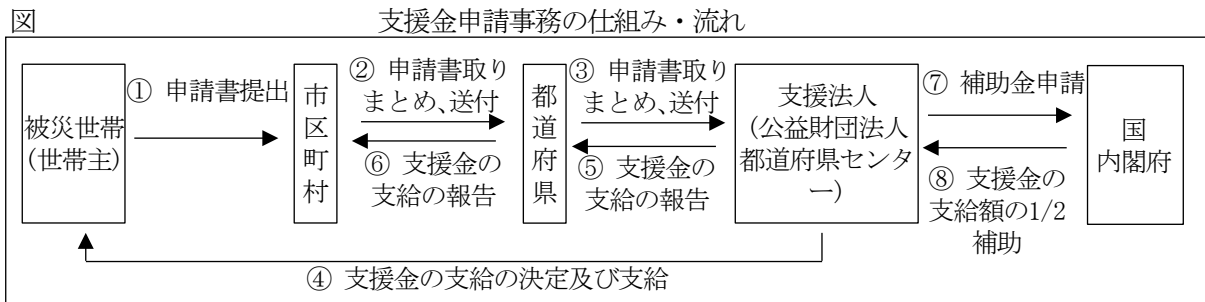
申請に当たっての必要書類は、以下のとおりである。

- ① 災証明書
- ② 解体証明書等(半壊又は大規模半壊の被害認定を受け、そのままにしておく
と非常に危険な状況であるなどによりその住宅を解体した場合)
- ③ 住民票
- ④ 預金通帳の写し
※ 上記①～④は基礎支援金の支給を申請する場合に必要
- ⑤ 住宅再建に関する契約書等(住宅建設・購入、補修又は賃借)の写し
※ 加算支援金の支給を同時に申請する場合は①～④に加え⑤も必要

(5) 支援金申請事務の仕組み・流れ

被災世帯に支給される支援金申請事務の仕組み・流れは、図のとおりである。

支援金の原資は、47都道府県から被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県センター)への拠出金と拠出金に係る運用益及び国からの補助金である。



(注) 「被災者生活再建支援制度-事務の手引き-」(被災者生活再建支援法人 公益財団法人 都道府県センター)に基づき、当局が作成した。

(6) 被災者生活再建支援制度の周知等について

内閣府は、「被災者生活再建支援制度の周知等について」(平成23年8月18日付け府政防第850号通知)により、各都道府県被災者生活再建支援法担当部長に対して、次の事項を要請している。

- ① 被災者生活再建支援制度に関する被災者への周知について、各都道府県における広報方及び管内の市町村への広報について依頼方お願いすること。
- ② 「被災者生活再建支援法の運用に係るQ&Aの送付について」(平成23年6月1日付け府政防第520号)のA7の回答について、被災した住居に住民票を有しない世帯の居住実態の確認に際して、一般的に居住の実態を確認できると考えられる書面の例を追加したので、業務の参考として活用するとともに、管内の市町村に周知するよう取り計らうこと。

3 台風19号による被害状況

岩手県、宮城県及び福島県(以下「被災3県」という。)における住宅被害の状況は、表2のとおりである。

表2 被災3県における住宅被害の状況 (単位：世帯)

	全壊	半壊		一部損壊	床上浸水	床下浸水
			うち大規模半壊			
岩手県	45	827	54	1,097	41	903
宮城県	177	1,394	-	1,775	1,560	12,302
福島県	1,032	11,029	-	5,104	250	272

(注) 被災3県が公表した資料に基づき当局が作成した(令和元年12月18日現在及び2年2月7日現在)。なお、宮城県及び福島県における大規模半壊世帯数は公表されていない。

4 調査の概要

(1) 調査対象

調査対象は、以下の被災3県等である。

① 被災3県

台風19号による災害により住宅に多数の被害が生じたことから、法の適用を決定した被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)

(注) 法の適用決定について、岩手県は令和元年11月1日から同月15日までに、宮城県及び福島県は同年10月29日にそれぞれ決定し、公表した。

② 98市町村

被災3県が法の適用を決定した98市町村(岩手県：4市町村、宮城県：全35市町村、福島県：全59市町村)

③ 国立大学等23大学

被災3県が法の適用を決定した市町村のうち8市町村に設置されている3国立大学、3公立大学、17私立大学（以下「国立大学等」という。）の計23大学

(2) 調査期間及び調査方法

令和2年1月から2月にかけて、①市町村ホームページにおける掲載内容の調査、②県における市町村に対する説明・助言等取組状況の面接又は書面による調査、③国立大学等における学生に対する支援情報提供の取組状況の面接又は書面による調査を実施した。

5 調査結果の概要

(1) 98市町村における状況

ア ホームページにおける情報の掲載・提供状況

① ホームページにおける掲載・提供状況

98市町村のホームページにおける支援金の支給制度に関する情報の掲載・提供状況を調査した。

その結果、表3のとおり、45市町村では支援金の支給制度に関する情報を掲載している(注)、うち32市町村では支援金の支給申請に住民票が必要と掲載している、さらにうち4市町村では被災地に住民票がない場合に、水道・電気等の料金明細等、被災地に居住していたことが分かる書類の提出で申請可能であること(以下「住民票がない場合の申請方法」という。)を掲載している状況がみられた。

(注)他の 53 市町村は、支援対象世帯が少数にとどまるため、当該世帯に支援制度を直接説明していること等から、ホームページへの掲載を行っていないとしている。

表3 調査対象市町村ホームページにおける情報の掲載・提供状況 (単位：市町村)

	法の適用市町村数	うちホームページに支援金の支給制度に関する情報を掲載している市町村数		
		うちホームページに支援金の支給申請時の添付書面として住民票が必要と掲載している市町村数	うちホームページに住民票がない場合の申請方法を掲載している市町村数	
合計	98	45	32	4
岩手県	4	4	2	0
宮城県	35	15	13	1
福島県	59	26	17	3

(注)当局の調査結果に基づき作成した。

- ② ホームページに住民票がない場合の申請方法に関して掲載している内容
 98市町村のうち、4市町村がホームページにおいて掲載している住民票がない場合の申請方法に関する具体的内容は、表4のとおりである。

表4 4市町村のホームページにおける掲載内容

	掲載内容
石巻市 (宮城県)	被災時石巻市に住民登録のない方は、住民登録地の住民票と被災時石巻市に住んでいたことが分かる居住証明書(公共料金の領収書など)が必要です。
福島市 (福島県)	令和元年10月12日現在で、り災場所に居住していても住民票がない方は、居住に関する申立書及び居住の実態が確認できる書類(公共料金領収証等の写し等)の提出が必要です。
郡山市 (福島県)	令和元年10月12日現在で、り災場所に居住していても住民票がない方は居住の実態が確認できる書類(公共料金領収書等の写し等)の提出が必要です。
須賀川市 (福島県)	災害時に住民票の登録が市外の方は、災害当時の住民票及び本市に居住していたことを確認できる書類(災害当時の公共料金の領収書など)が必要です。

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

- イ 支援対象世帯の有無にかかわらず情報の掲載・提供を実施している市町村
 支援金の支給制度に関する情報を掲載している45市町村の中には、表5のとおり、支給対象世帯がない又は少数であるものの、住民に当該制度を周知する必要があるなどとしてホームページにおいて周知している市町村(10市町村(宮城県：4市町村、福島県：6市町村))もみられた。

表5 支援対象世帯の有無にかかわらずホームページで支援金の支給制度を周知している理由

周知理由	該都市町村数
対象世帯(1世帯)には個別に支援金の支給制度を説明済みであるが、対象世帯となる余地のある半壊世帯にも情報提供の必要があると判断したため	1
対象世帯がない又は少数(個別に支援金の支給制度を説明済み)であるものの、自然災害がいつどのように発生するか分からないことなどから、広く住民に周知することが望ましいと判断したため	8
住民が東日本大震災以降他市町村等に避難しており、当該避難住民が避難先で台風19号により被災する場合もありうると判断したため	1

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

(2) 被災3県における状況

- ア 県における支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法の周知状況
 被災3県における支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法について、ホームページによる周知状況を確認したところ、いずれも支給制度については掲載しているものの、住民票がない場合の申請方法については、支給申請

を受け付ける市町村が対応するものなどとして掲載していない。

イ 県における市町村に対する支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法の周知状況等

① 市町村に対する支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法に関する周知状況

被災3県が市町村に対し、支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法に関して説明や指導等を通じた周知を行っているか確認したところ、表6のとおり、いずれも行っているとしている。

表6 市町村に対する支援金の支給制度及び住民票を有しない場合の申請方法に関する周知状況

	周知の実施状況
岩手県	令和元年8月7日、令和元年度災害救助法事務等事務担当者説明会を開催し、「被災者生活再建支援法Q&A(公益財団法人道府県センター作成)」を配布するとともに、被災地に住民票を有しない者の居住の確認について周知している。
宮城県	「被災者生活再建支援制度—事務の手引き—」を各市町村に配布した。また、令和元年度台風第19号による災害に対応するため、令和元年11月14日、市町村担当者制度説明会を開催し、被災地に住民票を有していない被災者による支援金の支給申請に関する取扱いを含む制度全般の周知に努めている。
福島県	令和元年11月6日、被災者生活再建支援制度担当者説明会を開催し、公益財団法人道府県センターから講師を招き、当該制度の概要や支援金申請に係る留意点を説明してもらった。その際、市町村担当者からの質問に対して、講師から被災地に住民票を有していない場合でも生活の本拠として使用していたことが分かる書類を添付することで申請が可能である旨の説明がなされた。 (注) 上記説明会には、県内59市町村中46市町村の担当者が参加した(テレビ会議参加を含む)。また、参加できなかった市町村には説明会の記録・結果を提供して情報共有を図った。

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

② 住民票がない場合の申請方法に関する市町村における現在の情報提供・周知状況に対する意見

被災3県に対し、ほとんどの市町村の現行の情報提供・周知の内容では、被災した住居に住民票を有していない被災者が支援金の支給対象世帯であることを必ずしも認識できないために、申請しない事態も想定・懸念されることから、現状について意見を求めたところ、表7のとおり、岩手県及び宮城県は現行の情報提供・周知の内容が十分かどうか判断できないとしている一方、福島県は現行の情報提供・周知の内容で十分であるとしている。

表7 住民票がない場合の申請方法に関する現在の情報提供・周知状況に対する意見

	現在の情報提供・周知状況に対する意見
岩手県	市町村の周知情報を把握していないが、どこまで提供・周知するのかその情報の内容については、市町村が判断するべきであることから、現行の情報提供・周知の内容が十分かどうか判断できない。
宮城県	市町村の周知情報を把握していないが、どこまで提供・周知するのかその情報の内容については、市町村が判断するべきであることから、現行の情報提供・周知の内容が十分かどうか判断できない。
福島県	被災した住居に住民票を有しないまま居住していた世帯等に対しては、市町村の担当窓口で申請者の状況に応じた申請方法を説明することが必要であると考えられることから、現行の情報提供・周知の内容で十分であるとする。

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

ウ り災証明書の交付申請等に係る市町村と大学等との連携に関する対応

被災3県に対し、住民票を異動しないまま居住している学生が想定される中、学生に対するり災証明書の交付申請及び支援金の支給申請に関する周知について、市町村が大学と連携して対応することについて意見を求めたところ、表8のとおり、市町村と大学との積極的な連携が望ましいとする意見はみられなかった。

表8 市町村と大学との連携に関する被災3県の意見

	市町村と大学との連携に関する意見
岩手県	現時点では、市町村と大学との連携を推進していない。 しかし、今後必要な事例等が生じた場合には、検討する必要があると考える
宮城県	市町村が独自に必要なに応じて大学との連携を行えばよいと考えている
福島県	市町村が独自に必要なに応じて大学との連携を行えばよいと考えている

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

なお、郡山市では、浸水被害が発生した区域に設置されていた大学に協力を要請し、大学内にり災証明書交付申請に係る特別窓口を設け、被災した学生からの一括申請に取り組んだ例(同市による令和元年12月4日現在の受理件数447件)がみられた。

(3) 国立大学等における状況

本件行政相談が住民票を異動していない学生が台風19号により被災しても被災者生活再建支援制度の支援を受けられるか知りたいといった内容であることから、23国立大学等を選定して支援情報の提供状況について調査した(注)。

(注) 22大学から回答があった(令和2年2月5日現在)

ア 被災した学生に対する支援情報の周知状況

国立大学等に対し、台風19号による災害発生を踏まえた学生に対する安否確認等による被災した学生の把握状況、支援情報の周知状況・内容について確認したところ、表9のとおり、回答のあった22大学全てにおいて被災した学生の把握や就学支援情報の周知等を実施していた。

一方、住民票がない場合にもり災証明書の交付申請や支援金の支給申請が可能であるとの情報について周知している大学はないものの、支援金や県・市町村の見舞金等生活支援情報を周知している大学は4大学みられる。

表9 安否確認等による被災した学生の把握状況及び支援情報の周知状況・内容
(単位：校)

安否確認等による被災した学生の把握	被災した学生の支援情報の周知	(左記の周知情報の内容)			
		日本学生支援機構の支援情報(同機構の支援金、第一種及び第二種奨学金等)	大学独自の支援策措置(大学の支援金、学費減免等)情報	支援金や県・市町村の見舞金等生活支援情報	心身の不調を感じている学生の心のケア相談に係る情報
22	22	22	10	4	1

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。なお、「左記の周知情報の内容」欄は複数回答可としているため大学数と一致しない。

イ 市町村の情報提供の取組等に対する意見

国立大学等に対し、市町村の情報提供の取組等について意見を求めたところ、表10のとおり、被災地に住民票を有していない学生が被災した場合にも、り災証明書の交付が受けられ、国や地方公共団体の支援が受けられる旨を市町村のホームページ等で是非情報提供してほしいとする大学が20大学みられた。また、学生のり災証明書や被災者生活再建支援金の申請について、今後、市町村と連携して取り組むことを検討したいとする大学が11大学みられた。

表10 市町村の情報提供に関する国立大学等における意見
(単位：校)

市町村の情報提供の取組等に対する意見等					
市町村のホームページによる情報提供			学生支援に関する市町村との連携		
被災地に住民票を有していない学生が被災した場合にも、り災証明書の交付が受けられ、国や地方公共団体の支援が受けられる旨市町村のホームページ等で是非情報提供してほしい	自然災害はいつ、どこで発生するか分からないので、市町村がどのような情報をホームページで周知・提供すべきか国又は県が情報提供を図ることが望ましい	その他	学生のり災証明書や被災者生活再建支援金の申請について、市町村と連携して取り組んだことはないが、今後、連携することを検討したい	学生のり災証明書や被災者生活再建支援金の申請について、現在のところ、市町村と連携する必要性を感じていない	その他
20	9	1	11	9	2

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。なお、「市町村のホームページによる情報提供」欄は複数回答可としているため大学数と一致しない。

6 行政苦情救済推進会議の主な意見

- 支援金の申請に必要な書類の説明の中に被災地に住民票を有していない場合の取扱いについて記載されていないければ、住民票を異動していない者は支給の対象ではないと思ってしまうのではないか。
- 原発事故で避難して住民票を異動しないまま居住している住民が避難先で被災するケース等もあるのではないか。
- 被災者に対する周知方法のチャンネルを今風に改めて伝わるようにしておくことが大事である。学生については訪問しても会えないことも多く、周知するチャンネルも限られてしまうことも想定されるので、きめ細やかな情報提供を行うことが必要ではないか。
- 自然災害が頻発しており、災害がいつどこで起きても対応できるように、被災者の立場に立って丁寧に情報提供を行い説明すべきではないか。
- 被災者に有益な情報は確実に被災者の目に留まるよう提供を行うべき。県や市町村によって住民サービスや情報提供に格差が出るのはいかなるものか。情報を見た人が他の人へ情報を発信し共有する時代であり、適切な情報提供が大事ではないか。
- 被災して支援を必要とする人の多くが、市町村ホームページから情報を収集している実態がある。住民票が被災地である居住地にない場合の申請方法について、市町村のホームページでの説明が不十分な例がみられることから、県は、自らホームページにおいて周知するとともに、市町村に対して、より被災者の立場に立って必要な情報をホームページにおいて丁寧に周知するよう依頼することが望ましい。
- 大学による被災した学生に対する支援情報の提供について、典型的な取組例などがあれば、大学に対しても情報提供すべきではないか。

7 参考連絡事項

被災者生活再建支援制度の趣旨を踏まえると、対象となる被災者に対し、漏れなく、適切かつ確実に情報を提供する必要がある、ホームページは、現在、その重要な手段となっているものとみられる。

しかしながら、被災3県では、ホームページで支援金の支給制度は周知しているが、住民票がない場合の申請方法について周知していない。また、法の適用を受けた市町村では、その災害の程度が区々であることなどもあり、支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法に関する情報が相当数の市町村ホームページにおいて掲載されていない状況がみられた。

したがって、被災3県は、住民票がない場合の申請方法について自県ホームページにおいて周知するとともに、県内市町村に対してより被災者の立場に立って支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法についてホームページにおいて丁寧に周知するよう依頼することが望ましい。